

諮問日：平成28年11月16日（平成28年度（最情）諮問第20号）

答申日：平成28年12月21日（平成28年度（最情）答申第41号）

件名：裁判所の庁舎等の管理に関する規程等の開示判断に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 委員会の結論

「刑事被告人が、即時抗告状を提出する為に、車両で裁判所に来所した際に、入場を拒否する事が出来る司法行政文書一切（施設管理規定及びそれを決めた決裁文書含む）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、次の文書1から文書3まで（以下、これらをまとめて「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、これらを開示した判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

文書1 裁判所の庁舎等の管理に関する規程

文書2 昭和43年6月10日付け経監第40号事務総長依命通達「裁判所の庁舎等の管理に関する規程の運用について」

文書3 昭和60年12月28日付け経監第71号経理局長依命通達「裁判所の庁舎等の管理に関する規程の運用について」

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの本件開示申出文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成28年10月6日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

苦情申出人が求める司法行政文書とは、刑事被告人が刑事裁判の手續に来所した際、入場を拒否して、刑事裁判の手續をさせないようにできることが分かる文書である。ところが、今回開示された対象文書に、これに該当する内容の

記載がないことから、これらの対象文書は、苦情申出人が求める司法行政文書ではない。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所事務総長の説明は、理由説明書によれば、以下のとおりである。

最高裁判所が開示した文書は、裁判所の用に供する建物及び土地並びにこれらに附帯する工作物その他の施設（以下「庁舎等」という。）における車両の通行又は駐車の原因禁止や庁舎等の立入りの制限等を定めた規程及び規程の運用に関する通達である。

これは、庁舎等における秩序の維持及び災害の防止等について、必要な事項を定めたものであるところ、他に車両の通行や立入りの制限の根拠を定めた文書は存在しない。

したがって、本件対象文書を開示した原判断は相当である。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成28年11月16日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同月28日 審議
- ④ 同月29日 苦情申出人から意見書を收受
- ⑤ 同年12月19日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件開示申出に係る開示の申出書には、開示を求める文書として「刑事被告人が、即時抗告状を提出する為に、車両で裁判所に来所した際に、入場を拒否する事が出来る司法行政文書一切（施設管理規定及びそれを決めた決裁文書含む）」と記載されているところ、文書1には、第6条として、裁判所の庁舎等における車両の通行制限に係る規定があり、文書2及び文書3にも、これに関係する定めがある。したがって、最高裁判所事務総長において、本件開示申出

文書は、車両で裁判所に来庁した者に対し、車両の立入りを制限することができる根拠に関する文書であると解した上で、これに該当するものとして本件対象文書を特定したことは相当であり、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を他に保有していることをうかがわせるような事情はない。

2 苦情申出人は、苦情申出人が開示を求めたのは、刑事被告人が刑事裁判の手續に来所した際、裁判所において、入場を拒否して、刑事裁判の手續をさせないようであることが分かる文書である旨主張するが、最高裁判所事務総長において、上記1のように解釈したことは合理的であり、苦情申出人の上記主張は、採用の限りではない。

3 原判断の妥当性について

以上のとおりであるから、本件開示申出文書を本件対象文書と特定した上で、これを開示した原判断については、最高裁判所において本件対象文書以外の本件開示申出文書を保有していないものと認められるので、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人